

8. 対EU輸出向けホタテガイに係るプランクトン検査委託業務（道受託研究）

担当者 調査研究部 馬場 勝寿・金森 誠

（1）目的

北海道産ホタテガイの対EU輸出に向け、EU指令の基準をクリアするために必要な体制整備等の対策を講じることを目的とする。

日本産ホタテガイのフランス向け輸出は1974年に始まり、1989年には4,400t（製品ベース）58億円を記録した。しかし、1990年に輸出された冷凍ホタテガイから規制値を超える貝毒が検出されたとして、日本産ホタテガイのフランスへの輸入が禁止された。1992年には、輸入禁止措置がEU全体に拡大された。その後、1995年3月に一時輸入禁止措置が解禁されたが、同年4月のEUによる査察の結果、「日本の衛生管理体制が不十分」とされ、日本産水産物の輸入が全面的に禁止された。同年12月にはホタテガイを除く水産物に関しては禁輸措置が解除された。1996年3月に日本の厚生労働省が、EUに流通するホタテガイ等二枚貝の衛生要件を定めたEU指令に基づき「対EU輸出ホタテガイ等二枚貝の取扱要領」を策定した。この時点で、貝毒等の行政職員によるモニタリングが義務化された。2001年9月にEUによる査察が青森県で実施され、翌年6月に青森県陸奥湾東部海域産ホタテガイの輸入再開がEUにより決定され、2003年1月から輸出が再開された。2003年2月に、北海道厚生局による噴火湾西部海域の海域指定承認を受け、道が同海域を海域指定した。2003年3月には噴火湾西部海域がEU官報に公示され、輸出が再開された。同様に2005年11月に網走中部海域がEU官報に公示され、輸出が再開された。

貝毒等のモニタリング義務化を受け、北海道は「北海道対EU輸出ホタテガイ管理要領」を策定し、EU向け出荷時期に指定海域における貝毒等のモニタリングを実施している。行政職員によるモニタリング項目（分担）は貝毒・微生物・化学物質（衛生研究所）、プランクトン（水産試験場）であり、検体の採取も行政職員による実施が義務づけられている〔貝毒検査等（振興局保健環境部）、プランクトン（振興局）〕。

（2）経過の概要

函館水試は、「北海道対EU輸出ホタテガイ管理要領」で規定されている「対EU輸出ホタテガイ生産海域のモ

ニタリングに係るサンプリング及び不正行為防止計画書」に従い、噴火湾西部海域における麻痺性貝毒プランクトン3種、下痢性貝毒プランクトン4種の検査を行った（麻痺性：*Alexandrium tamarensense*, *A.catenella*, *Gymnodinium catenatum*, 下痢性：*Dinophysis fortii*, *D.acuminata*, *D.norvegica*, *D.tripos*）。海域は長万部と落部、水深帯は0, 10, 20, 30mの4層である。検査は平成24年4月2日、5月7日、平成25年3月4日、3月19日（採取日）の計4回実施した。

（3）得られた結果

検査結果は、「毒素产生性プランクトン検査結果取扱標準作業書」に則り、水産林務部長に報告した。